

手代森保育園民営化に伴う市の条件とスケジュール

1 民営化に係る条件

盛岡市立手代森保育園の移管先法人募集時にお示しする条件は、以下のとおりとなりますので、御参照願います。なお、条件内容は見込みですので、すべて同条件になるとは限りませんので、御了承願います。

手代森保育園の民営化に当たっては、令和2年3月に策定した「第4次民営化実施計画」の「4 移行時期と施設改築等の考え方」について、次のとおり見直す予定です。

○移行年度

「令和6年度」→「令和7年度」

○施設整備等の考え方

「敷地内での建替え」→「隣接する田んぼの一部を市が取得、宅地造成した土地に法人が建替え」

(1) 引継保育について

移管前1年間について、主任保育士を含めた3名を12か月、更に3名を6か月派遣していただくが、その欠員分を補う職員を雇い入れるための費用の補助を行います。

(2) 園舎の建築について

園舎を新築又は増築を行う場合において、保育所等整備交付金（ハード交付金）を活用する場合、それぞれの補助の対象となる金額の1/2を国費、1/4を市費、1/4を移管先法人が負担するものであるりますが、移管先法人が負担する1/4以下の額について市が別の形で補助を行います。

（対象外となる費用については、すべて移管先法人が負担するものです。）

(3) 土地について

既存保育園用地に隣接する田んぼの一部を市が取得、宅地造成を行い、当該の土地に新園舎を建てていただきます。

既存の保育園用地を含めて、期限付で無償貸与します。（更新可）

(4) 現存する園舎等について

市が解体工事を行います。

(5) 移管後について

保育の質を確保するため、2名分の保育士を雇用の費用を補助する。

期 間：移管時から3年

(6) 移管にあたって

市では、公立保育所の移管にあたって次のことをお願いしています。

- ・ 0歳児（生後8週）から5歳児までの子どもを受け入れること。
- ・ 集団保育が可能な障がいのある子どもを受け入れること。
- ・ 次の特別保育事業の中から、複数選択して実施すること。

(ア) 延長保育（午後8時まで）

(イ) 一時預かり

(ウ) 休日保育

(エ) 病児保育（体調不良児対応型）

2 スケジュール（予定）

移管先法人の選定から民営化までのスケジュール（予定）は次のとおりとなります。

令和4年10月 盛岡市立手代森保育園移管先法人募集

令和4年12月 盛岡市立手代森保育園移管先法人の決定

令和5年10月 市による新園舎建築予定地の宅地造成工事開始

令和6年4月 引継ぎ保育開始（移管先法人から職員派遣）

令和6年6月 移管先法人による新園舎建築開始

令和7年4月 盛岡市立手代森保育園民営化

令和7年5月 手代森保育園旧園舎解体工事開始

3 盛岡市立手代森保育園の現況

(1) 現在の定員（保育開始年齢：満1歳児から）

1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6名	12名	20名	26名	26名	90名

(2) 所在地 盛岡市手代森22地割49番地1

(3) 設置年 昭和33年（改築：昭和55年）

(4) 敷地面積 3,031 m²

(5) 現園舎 木造平家建 632.63 m²

4 位置図

